

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="169 902 608 1099">1 企画理事、会計管理者、本庁の部長及び局長、出納局長、理事並びに技監</td> <td data-bbox="608 902 770 1099">[略]</td> </tr> </table>	1 企画理事、会計管理者、本庁の部長及び局長、出納局長、理事並びに技監	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="855 902 1294 1099">1 企画理事、会計管理者、本庁の部長及び局長、出納局長、理事、<u>技監並びに本庁の統括企画指導監及び統括技術企画指導監</u></td> <td data-bbox="1294 902 1458 1099">[略]</td> </tr> </table>	1 企画理事、会計管理者、本庁の部長及び局長、出納局長、理事、 <u>技監並びに本庁の統括企画指導監及び統括技術企画指導監</u>	[略]
1 企画理事、会計管理者、本庁の部長及び局長、出納局長、理事並びに技監	[略]				
1 企画理事、会計管理者、本庁の部長及び局長、出納局長、理事、 <u>技監並びに本庁の統括企画指導監及び統括技術企画指導監</u>	[略]				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="169 1099 608 1529">2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席少子化対策監、首席ILC推進監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付</td> <td data-bbox="608 1099 770 1529">[略]</td> </tr> </table>	2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席少子化対策監、首席ILC推進監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="855 1099 1294 1529">2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席少子化対策監、首席ILC推進監、参事、技術参事、<u>首席企画指導監、首席技術企画指導監</u>、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付</td> <td data-bbox="1294 1099 1458 1529">[略]</td> </tr> </table>	2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席少子化対策監、首席ILC推進監、参事、技術参事、 <u>首席企画指導監、首席技術企画指導監</u> 、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付	[略]
2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席少子化対策監、首席ILC推進監、参事、技術参事、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付	[略]				
2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席少子化対策監、首席ILC推進監、参事、技術参事、 <u>首席企画指導監、首席技術企画指導監</u> 、特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付	[略]				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="169 1529 608 1771">3 本庁の室の職員（室長並びに地域企画監、地方路線対策監、<u>医療企画監</u>、医師支援推進監及び競馬改革推進監の担当区分にある職員を除く。）</td> <td data-bbox="608 1529 770 1771">[略]</td> </tr> </table>	3 本庁の室の職員（室長並びに地域企画監、地方路線対策監、 <u>医療企画監</u> 、医師支援推進監及び競馬改革推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="855 1529 1294 1771">3 本庁の室の職員（室長並びに地域企画監、地方路線対策監、医師支援推進監及び競馬改革推進監の担当区分にある職員を除く。）</td> <td data-bbox="1294 1529 1458 1771">[略]</td> </tr> </table>	3 本庁の室の職員（室長並びに地域企画監、地方路線対策監、医師支援推進監及び競馬改革推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]
3 本庁の室の職員（室長並びに地域企画監、地方路線対策監、 <u>医療企画監</u> 、医師支援推進監及び競馬改革推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]				
3 本庁の室の職員（室長並びに地域企画監、地方路線対策監、医師支援推進監及び競馬改革推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="169 1771 608 2051">4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</td> <td data-bbox="608 1771 770 2051">総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域企画監、地方路線対策監、</td> </tr> </table>	4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域企画監、地方路線対策監、	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="855 1771 1294 2051">4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</td> <td data-bbox="1294 1771 1458 2051">総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域企画監、地方路線対策監、</td> </tr> </table>	4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域企画監、地方路線対策監、
4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域企画監、地方路線対策監、				
4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、地域企画監、地方路線対策監、				




[略]

様式第14号（第22条関係）

[略]

当直命令通知書 所属長 印

[略]
-----

[略]


[略]

様式第14号（第22条関係）

[略]

当直命令通知書 所属長

[略]
-----

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の職員服務規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。